仕　様　書

１．件　名

札幌運輸支局他で使用する電気

Electricity to use in Sapporo transportation branch office and others

２．概　要

⑴ 需要場所　　別紙１のとおり

⑵ 業種及び用途　　官公署（事務室及び車検場）

３．仕　様

⑴　「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率１００％以上とすること。また、その環境価値について北海道運輸局（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

（参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要（http://there100.org/going-100））

⑵ 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、電気方式

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　標準電圧　　６，０００ボルト

ウ　計量電圧　　６，０００ボルト

エ　標準周波数　　５０ヘルツ

オ　電気方式　　１回線受電

⑶ 契約電力及び予定使用電力量

ア　契約電力　　別紙１のとおり

各月の契約電力は、その一月の最大需要電力と前１１ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量　　９１４，４７９kWh（月別は、別紙１のとおり）

⑷ 使用期間

自　令和９年４月１日　午前０時　　至　令和１０年３月３１日　午後１２時

⑸ 電力量の検針

自動検針装置　　有

電力会社の検針方法　　自動検針

計量器　　電力量計

⑹ 需給地点

札幌運輸支局 （01103304029010160040000）	北海道電力株式会社の 41 画 52 区 18 図 21 番 69 の 83 号柱より引込みの札幌運輸支局の構内第 1 号柱に施設した札幌運輸支局の区分開閉器電源側接続点
函館運輸支局 （011976979321110003400０）	北海道電力株式会社の 20 画 55 区 88 図 44 番 25 の 81 号柱に施設した北海道電力株式会社の分岐開閉器負荷側接続点
旭川運輸支局 （011972972112502200４000）	北海道電力株式会社の 52 画 52 区 49 図 60 番 02 の 09 号柱より引込みの旭川運輸支局の構内第 1 号柱に施設した旭川運輸支局の区分開閉器電源側接続点
室蘭運輸支局 （011035055130４００９００４０００）	北海道電力株式会社の 31 画 40 区 13 図 75 番 23 の 01 号柱より引込みの室蘭運輸支局の構内第 1 号柱に施設した室蘭運輸支局の区分開閉器電源側接続点
釧路運輸支局（庁舎） （011034050260２００８０１４０００）	北海道電力株式会社の 44 画 42 区 17 図 57 番 09 の 49 号柱より引込みの釧路運輸支局の構内第 1 号柱に施設した釧路運輸支局の区分開閉器電源側接続点
釧路運輸支局（車検場） （011034050260３００１０２６０００）	北海道電力株式会社の 44 画 42 区 17 図 56 番 68 の 91 号柱より引込みの釧路運輸支局の構内第 1 号柱に施設した釧路運輸支局の区分開閉器電源側接続点
帯広運輸支局 （011034641970７５０２００４０００）	北海道電力株式会社の 43 画 31 区 12 図 44 番 22 の 27 号柱より引込みの帯広運輸支局の構内第 1 号柱に施設した帯広運輸支局の区分開閉器電源側接続点
北見運輸支局 （011972971０１９９０１７００４０００）	北海道電力株式会社の 53 画 56 区 59 図 14 番 26 の 10 号柱より引込みの北見運輸支局の構内第 1 号柱に施設した北見運輸支局の区分開閉器電源側接続点

（　）内は供給地点特定番号

⑺ 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

⑻ 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

４．その他

⑴ 力率は、契約期間中１００％を保持する予定である。

⑵ 力率の変動、燃料費等調整額、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款および要項による。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。

⑶ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。
⑷ 非常用自家発電設備を有していない。
⑸ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
イ　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
⑹ 別に示す入札内訳書に従い各需要場所個々の月額電気料金の合計を計算し、８ヶ所を合算する方法により総額を計算する。
なお、月額電気料金の合計が消費税込みの金額である場合、入札書に記載する金額は、各需要場所個々の月額電気料金の合計に１００分の１１０で除した金額を記載すること。
⑺ 請求はその月の請求金額を取りまとめた後、請求書を発行すること。
支払義務者は下記のとおりで、契約書・請求・支払の方法については、落札者と協議のうえ決定するものとする。
・支出負担行為担当官　北海道運輸局長
・独立行政法人自動車技術総合機構　北海道検査部長
⑻ 再生可能エネルギー電気の確認資料
電力供給者（以下「乙」という。）は契約年度における電力供給が終了後翌月 10 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙４を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙４提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が３．（１）の仕様を満たしていない場合、乙は、３．（１）の仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
⑼ この仕様書に定めのない事項については、北海道運輸局総務部会計課調度管財係（電話 011-290-2713）の指示によるものとする。
⑽ 事故等発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告をできるようにしておくこと。

別紙1

需 要 場 所	契約種別	令和7年9月現在の当月契約電力（単位:kw）	供給電圧（計量電圧）（単位:V）	区　　分	合計使用電力量（単位:kwh）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
札幌市東区北28条東1丁目1番1号 北海道運輸局札幌運輸支局	業務用電力	112	6,000	札幌運輸支局	79,031.3	2,959.9	4,545.2	5,906.4	6,564.2	5,787.2	5,606.1	6,674.5	7,671.2	10,433.5	9,201.2	9,068.8	4,613.1
				北海道検査部	179,697.4	16,316.1	12,331.8	13,650.6	17,985.8	16,664.8	14,366.9	9,789.5	11,985.8	15,193.5	17,121.5	14,698.2	19,592.9
				計	258,729	19,276	16,877	19,557	24,550	22,452	19,973	16,464	19,657	25,627	26,323	23,767	24,206
函館市西桔梗町555番24 北海道運輸局函館運輸支局	業務用電力	87	6,000	函館運輸支局	86,608.0	6,401.3	6,214.8	6,901.3	6,190.7	5,611.4	5,010.3	5,324.6	6,330.8	9,623.5	10,541.5	9,479.7	8,978.1
				函館事務所	70,174.0	4,803.7	3,964.2	4,315.7	4,766.3	4,527.6	3,890.7	4,523.4	5,938.2	8,685.5	9,816.5	7,797.3	7,144.9
				計	156,782	11,205	10,179	11,217	10,957	10,139	8,901	9,848	12,269	18,309	20,358	17,277	16,123
旭川市春光町10番地1 北海道運輸局旭川運輸支局	業務用電力	53	6,000	旭川運輸支局	45,429.2	3,173.1	2,729.5	3,498.6	5,480.4	5,881.3	3,494.0	3,549.8	3,441.0	4,054.8	3,496.8	3,120.1	3,509.8
				旭川事務所	64,778.8	4,944.9	4,465.5	4,759.4	5,090.6	5,157.7	4,403.0	3,853.2	5,259.0	6,647.2	7,417.2	6,317.9	6,463.2
				計	110,208	8,118	7,195	8,258	10,571	11,039	7,897	7,403	8,700	10,702	10,914	9,438	9,973
室蘭市日の出町3丁目4番9号 北海道運輸局室蘭運輸支局	業務用電力	41	6,000	室蘭運輸支局	48,399.8	3,612.7	3,252.8	3,542.0	3,373.2	3,004.4	3,004.4	3,528.6	4,056.6	5,455.8	6,391.1	4,668.3	4,509.9
				室蘭事務所	45,033.2	3,428.3	3,170.2	3,419.0	3,451.8	3,315.6	3,362.6	3,251.4	3,405.4	4,665.2	5,102.9	4,374.7	4,086.1
				計	93,433	7,041	6,423	6,961	6,825	6,320	6,367	6,780	7,462	10,121	11,494	9,043	8,596
釧路市鳥取大通6丁目2番13号 北海道運輸局釧路運輸支局（庁舎）	業務用電力	24	6,000	釧路運輸支局	50,921.3	4,666.7	2,832.2	2,565.6	2,579.3	2,456.8	2,313.7	3,618.1	5,424.3	6,091.6	6,526.8	5,776.1	6,070.1
				釧路事務所	1,039.7	95.3	57.8	52.4	52.7	50.2	47.3	73.9	110.7	124.4	133.2	117.9	123.9
				計	51,961	4,762	2,890	2,618	2,632	2,507	2,361	3,692	5,535	6,216	6,660	5,894	6,194
釧路市鳥取大通6丁目3－1 北海道運輸局釧路運輸支局（車検場）	高圧電力	26	6,000	釧路運輸支局	0.0												
				釧路事務所	48,174.0	3,688.0	3,350.0	2,972.0	3,049.0	3,009.0	2,916.0	3,975.0	4,321.0	5,476.0	6,044.0	4,880.0	4,494.0
				計	48,174	3,688	3,350	2,972	3,049	3,009	2,916	3,975	4,321	5,476	6,044	4,880	4,494
帯広市西19条北1丁目8番4号 北海道運輸局帯広運輸支局	業務用電力	82	6,000	帯広運輸支局	40,828.1	3,870.9	2,997.8	2,490.3	2,609.9	2,065.5	2,034.0	4,154.8	3,454.4	4,361.8	6,563.0	2,157.2	4,068.5
				帯広事務所	69,885.9	4,452.1	4,266.2	4,358.7	4,685.1	4,941.5	4,275.0	7,387.2	8,557.6	8,937.2	4,421.0	7,710.8	5,893.5
				計	110,714	8,323	7,264	6,849	7,295	7,007	6,309	11,542	12,012	13,299	10,984	9,868	9,962
北見市東三輪3丁目23番地2 北海道運輸局北見運輸支局	業務用電力	38	6,000	北見運輸支局	36,001.4	2,629.1	1,404.3	2,082.1	3,044.6	1,769.0	2,015.3	2,417.6	2,742.9	4,757.3	4,615.4	4,099.3	4,424.5
				北見事務所	48,476.6	3,577.9	4,036.7	3,685.9	3,156.4	4,184.0	3,380.7	3,496.4	3,815.1	4,120.7	5,990.6	4,915.7	4,116.5
				計	84,478	6,207	5,441	5,768	6,201	5,953	5,396	5,914	6,558	8,878	10,606	9,015	8,541
管内合計		463		北海道運輸局　合計	387,219.1	27,313.7	23,976.6	26,986.3	29,842.3	26,575.6	23,477.8	29,268.0	33,121.2	44,778.3	47,335.8	38,369.5	36,174.0
				北海道検査部　合計	527,259.6	41,306.3	35,642.4	37,213.7	42,237.7	41,850.4	36,642.2	36,350.0	43,392.8	53,849.7	56,046.9	50,812.5	51,915.0
				合計	**914,479**	68,620	59,619	64,200	72,080	68,426	60,120	65,618	76,514	98,628	103,383	89,182	88,089